

2023年1月6日

京都府府民環境部脱炭素社会推進課 御中

京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4階
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

「京都府地球温暖化対策推進計画及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）」の（中間案）にたいする意見

京都府地球温暖化対策推進計画にもとづき、各種施策を実施されていることに、改めて敬意を表します。以下、京都府地球温暖化対策推進計画及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）の中間案にたいする意見を述べます。

1. 温室効果ガス排出量の削減目標の改定について（京都府地球温暖化対策推進計画中間案 28 頁）
地球温暖化対策の推進は喫緊の課題であることから、温室効果ガス排出量の削減目標をより高い目標（46%以上削減）に改め、推進することに賛成します。一方で、2005年の京都府地球温暖化対策条例制定以降の進捗、2020年度実績であれば、19.1%減（2013年度比）の到達となっていますが、進捗度の評価がわかりにくく、新たな目標である「46%以上削減」をどう捉えて良いのかが見えません。
2. 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進について（京都府地球温暖化対策推進計画中間案 38 頁）
「地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、法に基づく環境配慮基準を設定」されることに賛成します。区域設定に係る市町村への支援や、促進区域の設定及び事業化など、39 頁（表）より、さらに具体的な取組みの促進を期待します。
3. 脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進（次代を担う子どもたちへの環境教育）について（京都府地球温暖化対策推進計画中間案 43 頁）
子どもたちへの環境教育の充実に向け、学校や地域社会、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な環境教育を充実させ、学びと啓発を推進することに賛成します。具体的な推進事例を共有し、横展開され、連携・ネットワークづくりが前進することを期待します。

4. 計画の進行管理について（京都府地球温暖化対策推進計画中間案 66 頁）

計画の見直しについては、「本計画の策定後 5 年程度が経過した時点を目途に、計画内容の見直しを行うこととします。」とされており、「今後の地球温暖化対策に関する動向の変化や、本計画の基本部分に大きな変更が生じた場合は必要な見直しを実施する。」とされていますが、5 年後（2028 年）となると 2030 年との関係では時間的に余裕がないこと、「大きな変更」の捉え方が見えにくいことから、例えば 3 年程度の短い経過期間で見直しをおこなうことも必要ではないかと考えます。

5. 2030 年度における府内の再生可能エネルギー導入及び利用に関する目標値について （京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン 20 頁、概要についての参考資料 1 頁）

概要資料にある目標値の設定についての意見です。「府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合」で示されている、「2030 年度の改定目標値 36～38%」ですが、2020 年度実績が、当初計画の「2025 年度 25%目標」に対して、26%の実績と、すでに目標を上回っていることから、より積極的な設定でもよいかと考えます。

以上